

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	厚生労働省
ご意見をいただく事項	第2 - 1 - (2) 行政訴訟の管轄裁判所の拡大		
<p>1. 原告住所地の裁判所まで管轄を拡大した場合、他の制度見直しに伴う提訴件数の増加と相まって、期日調整が困難になるなど訴訟事務の円滑な実施が困難になり、審理がかえって長期化するおそれがある。</p> <p>2. 同一処分についての訴えが異なる複数の裁判所に対して提起された場合、訴訟の併合（事件の移送）など裁判所間の調整が必要となるが、これに従来以上に時間を要し、審理が長期化するなど訴訟当事者にとってかえって不利益になるおそれがある。</p>			

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	厚生労働省
ご意見をいただく事項	第2 - 1 - (3) 出訴期間等の教示
<p>原告適格の拡大や訴訟対象の拡大が行われる場合には、これらとの関連で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ どのような行政の行為について</li> <li>・ 行政の行為の直接の名宛人及びそれ以外の者のうちどこまでの範囲の者について</li> <li>・ どのような方法で出訴期間を教示する（ことが現実的に可能）か</li> </ul> <p>等を明確にすることが必要である。</p> <p>また、不服審査前置の場合における具体的な教示の内容についても、検討することが必要である。</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	厚生労働省
ご意見をいただく事項	第2 - 2 審理を充実・迅速化させるための方策の整備 第2 - 7 - (1) 主張・立証責任を行政に負担させること		
<p>立証責任を負わされた上で、民事の攻撃防御方法と異なり、行政側には審理の早期段階で関係資料の提出義務が片務的に課されるということになれば、行政側の訴訟事務負担が増大し、かえって円滑な訴訟の遂行の妨げとなるおそれがある。</p> <p>また、行政側に対して審理の早期段階で行政の行為の適法性を示すための資料を提出することが命ぜられるとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政処分の適法性に関する資料であれば、処分の意思決定時の根拠資料一式を提示すれば足りるが、</li> <li>・不作為の適法性を示す資料については、どの時点に適法性判断の基準時とするのか等の点があらかじめ明らかになっていなければ対応は容易ではなく、仮に基準時が明らかになっても、不作為状態の適法性を立証するためには、基準時以前の段階からの科学的知見の変遷や、当該行政分野における状況変化など、幅広い根拠資料を提出する必要がある</li> </ul> <p>といった点からも、行政側の訴訟事務負担が増大し、かえって円滑な訴訟の遂行の妨げとなるおそれがある。</p>			

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	厚生労働省
ご意見をいただく事項	第2 - 3 本案判決前における仮の救済の制度の整備
<p>1. 裁判所が短期間で的確な判断を下すことが困難な分野もあるのではないか。また、仮に訴訟を提起すれば容易に仮の救済（給付行政の分野での不利益処分について執行が停止されることにより仮の給付がなされることを含む。）が受けられるとすれば、膨大な件数の訴訟が提起されるのではないか。</p> <p>&lt;例1&gt; 薬事・食品衛生のような消極的規制分野では、営業許可、製造承認等は、公衆衛生上の観点から原則禁止されている事項について、特別に禁止を解除するものであり、裁判所が専門技術的な検討を経ずに、短期的な判断で仮に許可を与え得るとすれば、妥当性を欠く。こうした分野において、許可等の行政処分の適法性は、専ら公衆衛生上の観点から検討されるものであり、許可等申請者の経済的利益を暫定的に保護することを目的として仮救済を行うことは困難ではないか。</p> <p>&lt;例2&gt; 各種の社会保障制度に基づく給付は、それぞれの制度が求める要件に合致する事実を十分な調査を通じて確認した上で、支給されるべきものである。例えば、生活保護は、生活に困窮する者がその資産、稼働能力その他あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない場合に初めて適用されるものであり、福祉事務所は扶養調査、資産調査、検診命令による稼働能力の調査等を行った上で要否判定を行っている。しかしながら、裁判所が同様の調査を短期間に実施し的確な判断を下すことは困難ではないか。</p> <p>2. 最終的に行政が勝訴した場合に、仮救済として給付した金員の回収や原状復帰が担保されるかという問題がある。仮に金員の回収が行われないとすれば、最終的には、国民の負担に帰することとなる。また、金員の回収が行われる場合にも、訴外の第三者に不測の負担を生じさせるおそれがある。</p> <p>&lt;例1&gt; 年金の不支給決定を不服として訴訟が起こされ、裁判所において仮の給付がなされた後に、最終的に被告（行政）が勝訴した場合、行政は原告に対して仮給付額の返還請求をすることになるが、原告が仮の給付を既に費消していた場合に、限りある生活費の中から返還させることは困難ではないか。 生活保護についても、同様の問題が生ずるおそれがある。</p> <p>&lt;例2&gt; 介護保険の保険給付の対象となる介護サービスを提供する事業者（介護サービス事業者）となるためには、都道府県知事の指定を受ける必要があるが、指定を拒否された事業者又</p>	

は指定を取り消された事業者に対して、仮処分として指定を受けている地位を与え（又は指定取消処分の執行を停止し）た後に、最終的に被告（都道府県）が勝訴した場合、

- ・ 保険者（市町村）においては、給付された介護報酬の精算という不利益（事務の負担）が生じ、
- ・ サービスを利用した被保険者においては、利用した介護サービスが保険給付の対象でなくなることから、サービスに要した費用の全額を負担しなければならないという不利益が生ずるおそれがある。

3. 執行停止の要件が緩和された場合には、行政計画や通達が訴訟の対象として拡大されることとも相まって、施策の効果が損なわれたり、訴外の第三者の生活（法的地位）を不安定なものとするおそれがある。

< 例 1 >

感染症対策においては、重篤な感染症に罹患した者に対して都道府県知事が医療機関に入院させ、治療を行うこととされているが、このような措置について、容易に執行停止が可能となれば、感染症のまん延を防止することが困難となり、国民の生命・安全を守れないこととなる。

そのほか、緊急雇用対策などの迅速な実施を要する施策が、計画や通達の段階で滞り、その効果が損なわれることになれば、国民にとって特に大きな不利益をもたらす。

< 例 2 >

法律上の婚姻関係にあった者に対して支給されている遺族年金に関し、内縁関係にあった者が自らが受給権者である旨訴えを起し（遺族年金は内縁関係の者にも支給される）、執行停止を申し立てた場合について、現在の受給者への年金の支給が容易に停止され、遺族年金給付を基礎として営まれてきた受給者の生活が不安定な状態に置かれるという事態も考えられる。

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	厚生労働省
ご意見をいただく事項	第2 - 5 - (1) 行政立法、行政計画、通達、行政指導などへの取消訴訟の対象拡大
<p>1. 行政立法、行政計画、通達、あるいは地方自治体における法定受託事務の処理基準を定める通知などが訴訟の対象となるとすれば、執行停止制度の導入とも相まって、一つの行政施策を実施するまでに要するコストが、時間・人員・予算の各面で増加するとともに、施策の効果が損なわれるおそれがある。</p> <p>&lt;例1&gt;                      感染症（SARSなど）に対する対応においては、感染症の発生、まん延を防止する観点から疫学的調査や健康診断などを迅速かつ機動的に行う必要がある。特に医学的な知見の集積が全くない新感染症への対応においては、その対象となる者の範囲等を通知により規定して対応せざるを得ないが、仮にこのような通知の策定等が行政訴訟の対象となれば、迅速な対応が妨げられ、健康危機が発生した際に適切な対応ができなくなるおそれがある。                      そのほか、緊急雇用対策など迅速な実施を要する施策が、計画や通達の段階で滞り、その効果が損なわれることになれば、国民にとって特に大きな不利益をもたらす。</p> <p>&lt;例2&gt;                      生活保護については、保護の目的を達成するため、福祉事務所のケースワーカーが個々の被保護者に対して日常的に行政指導を行っているが、そのほとんどが口頭によるものである。仮にこれらの行政指導も訴訟の対象となることとなれば、訴訟への対応という観点から、これらケースワーカーの行政指導を書面によるものとせねばならなくなることも予想され、生活保護の適正な運営という制度本来の活動が停滞する。</p> <p>2. 訴訟の対象を拡大することが、原告適格の拡大（行政立法、行政計画、通達、通知などに影響を受ける又は受ける可能性がある者すべてに原告適格を認めること）を必然的に伴うとすれば、膨大な件数の訴訟が提起されるおそれがある。</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	厚生労働省
ご意見をいただく事項	第2 - 5 - (3) 裁判所が判決で必要な是正措置を命ずる考え方
<p>1 . 権限の行使にあたり、専門技術的な判断が求められる行政分野において、裁判所が行政庁に対し、特定の権限行使を義務づける判断が可能か。</p> <p>裁判所において適切な判断が行われなかった場合、行政としては控訴・上告せざるを得ないため、裁判の長期化を招くおそれがある。</p> <p>&lt; 例 1 &gt;</p> <p>薬事法上、厚生労働大臣が有する回収・承認取消等の規制権限の要件は「保健衛生上の必要性」であるが、当該権限の行使にあたっては、事態の緊急性、当該医薬品の必要性と安全性の比較等、専門的な判断を行う必要があり、このような権限行使の要否の判断は、専門性に由来する行政の裁量権が認められるべきではないか。</p> <p>( 行政においても、高度に専門技術的な判断が必要となるものについては、法定の諮問事項以外にも、権限行使に先立ち、当該分野の専門家による審議会への諮問答申を経る等、適正な判断を担保する運用をしているところ。)</p> <p>&lt; 例 2 &gt;</p> <p>生活保護は、生活に困窮する者がその資産、稼働能力その他あらゆるものを活用してもなお、最低限度の生活が維持できない場合に初めて適用されるものであり、そのため、福祉事務所は扶養調査、資産調査、検診命令による稼働能力の調査等を行い、また、ケースワーカーが家庭訪問して生活実態を確認した上で、要否判定を行っている。このように、様々な要件を踏まえて技術的に行う判断を、裁判所が適切に行い得るか。</p> <p>2 . 給付の義務付けを行うためには、当事者が申立てをしていない事項についても裁判所が判断することが必要となる場合もあると考えられるが、そのような場合に適切な判断を行い得るか。</p> <p>&lt; 例 &gt;</p> <p>業務外の事故による傷病であることを理由とした労災不支給決定に関する是正訴訟（給付を命ずる判決を求める訴訟）の場合、従来この種の裁判で争われていない事項（例えば、平均賃金、障害等級など）についても裁判所が資料等をもとに判断を行うことが必要となるが、適切な判断ができるか。</p> <p>3 . 裁判所が、国民・住民の間の利益調整を含めた政策判断を行わねばならなくなるおそれがある。例えば、一つの行政決定について正反対の立場から複数の是正訴訟が提起された場合、行政に代わって、裁判所が住民間の利益調整を含めた政策判断を行うことが必要となるが、このような判断を行うことが可能か。</p>	

< 例 >

特定の自治体における社会福祉施設の建設について、

- ・ある住民が（法律に基づき国・地方公共団体が福祉サービスの提供に責任を有していることを根拠として）施設の建設を求める是正訴訟を提起し、
- ・その一方で、別の住民が当該施設の建設に反対する立場からの是正訴訟（例えば、既に十分なサービスが提供されているとの理由から、新たな施設の建設決定の取消しや建設差止めを求め、あるいは、当該施設とは異なる種類のサービスを提供する施設の建設を求める等の訴訟）を提起した、

という場合、裁判所においてこれらの利益調整を含めた判断を適切に行い得るか。

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	厚生労働省
ご意見をいただく事項	第2 - 5 - (5) 出訴期間の延長
<p>1. 行政行為がいつまでも確定し得ない結果、行政行為を前提とした第三者の生活（法的地位）を不安定なものとするとともに、行政への信頼を低下させることになる。</p> <p>&lt;例&gt; 年金給付における（不支給決定取消）訴訟には、法律上の婚姻関係にあった者と、重婚的内縁関係にあった者との間で遺族年金給付の受給権を争う場合があり（遺族年金は内縁関係の者にも支給される）通常、一方に不支給決定がなされた場合、他方に遺族年金給付が支給されているという状態にある。</p> <p>仮に出訴期間が相当期間延長された（又は廃止された）場合には、一方の年金受給開始後相当期間の経過後に他方が訴えを起こし、遺族年金給付を基礎として既に長期間営まれてきた受給者の生活が突然不安定な状態に置かれるという事態も考えられる。</p> <p>2. 膨大な件数の処分が行われている社会保険などの分野については、出訴期間が廃止された場合、実務面への影響が特に大きい。</p> <p>&lt;例&gt; 労災保険給付においては、年間約60万件を超える請求があり、約1,500件の審査請求がなされている。仮に出訴期間が廃止された場合には、これら膨大な件数の関係行政文書を永年的に保存することが必要となる。</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	厚生労働省
ご意見をいただく事項	第2 - 6 - (1) 原告適格の拡大
<p>原告適格を法律上の利益を有する者から拡大する場合、その範囲を明確にすることは相当に困難であり、給付行政について原告適格が拡大されれば、訴訟関係者が多数になり、円滑な訴訟遂行に支障が出ることや第三者の法的地位に影響を与えることも考えられる。</p> <p>&lt;例1&gt; 年金制度においては、その処分が金銭という具体的な形を有していることから、個人において自らがその処分により影響を受けることを主張しやすいと考えられる。 仮に原告適格を「現実の利益を侵害され又は侵害されるおそれのある者」に拡大した場合、原告適格を有すると主張する者が相当数のほり（受給者本人以外に、配偶者その他その受給者の年金により生計を維持されている者全て原告となる可能性がある。）訴訟関係者が多数に上り、円滑な訴訟遂行に支障が出ることが考えられる。</p> <p>&lt;例2&gt; 労災保険制度においては、保険料に関するメリット制度（事業主の労働災害防止意欲を向上させることを目的として、保険給付の多寡に応じて保険料を増減させる制度）を設けている。 仮に、事業主について、保険給付支給決定処分により保険料負担が増加することをもって「現実の利益を侵害され又は侵害されるおそれのある者」として原告適格が認められることになる場合、（民事責任である安全配慮義務違反による損害賠償を逃れる等の動機とも相まって）事業主が保険給付支給決定の取消しを求める訴えを提起することもあり得る。このような訴訟に対応するためには、行政としては年間約60万件を超える請求について従来以上に詳細な調査、聴取り等を行うことが必要となり、その膨大な事務処理のため、迅速な給付決定が行えなくなるおそれがある。 また、保険給付を受給している被災者の法的地位を不安定なものとし、労働者保護にかける事態を招くおそれもある。</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	厚生労働省
ご意見をいただく事項	第2 - 6 - (3) 団体訴訟の導入
<p>ある分野で活動している団体に原告適格を認めることとする場合、その判断基準によっては、全国民に原告適格が拡大するのと変わらなくなるおそれがある。</p>	

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	厚生労働省
ご意見をいただく事項	第2 - 8 - (2) 弁護士報酬の敗訴者負担の取扱い		
<p>弁護士報酬を敗訴者負担としない、あるいは原告が勝訴したときだけ敗訴者負担とした場合、行政は一切の非がない場合であっても弁護士費用を負担することとなり、行政が訴訟に要するコストが増大し、結果的に国民の負担増となる。</p>			

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	厚生労働省
ご意見をいただく事項	第2 - 8 - (3) 不服審査前置による制約の緩和		
<p>不服審査前置については、行政処分に関する不服を行政自らが迅速・的確に解決するという機能が期待されているが、仮に不服審査を請求した者がその結果に満足せず訴訟を起こすことになった場合でも、不服審査の過程を通じた論点整理が、その後の訴訟処理の迅速化に寄与しているという側面もあると考えられる。(現行の不服審査前置を完全に排除しなければならない事情はないのではないか。)</p>			